

昭和六年二月起

染織講社規約並施行細則

(紋章縁起書日付原)



本規約 梁織講社 趣意書

梁織ニ關スル技術ハ世界各國ヲ通シ其淵源極メテ古ク我國ニ於テモ原始時代ニ
 既ニ其ノ道ノ開ケタリシハ想像ニ難カラザル所ニシテ其後歷世文化ノ影響ト洗
 練陶治トヲ經テ漸次發達ノ域ニ進ミ殊ニ近代科學ノ進歩ハ機械ノ應用ヲ促進シ
 以テ今日ノ隆盛ヲ見ルニ至レリ梁織業ハ今ヤ我國産業ノ樞位ヲ占メ其消長ハ國
 家及國民經濟上極メテ重大ナル關係ヲ有スルニ至リタルハ多言ヲ要セザル所ナ
 リ抑々斯業ノ淵源ハ遠ク神代ノ昔ニ發セルハ明カニシテ吾人ハ始メテ梁織ノ道
 ヲ拓キ之ヲ後世萬民ニ傳ヘ給ヒシ梁織諸祖神ノ神恩ノ宏大無邊ナルヲ思ハサル
 フ得ズ殊ニ木府ニ於ケル産業ハ梁織及之レニ關聯セルモノ其ノ樞軸ヲ占メ直接
 及間接之ニ依リテ生活スル者他地方ニ比シ實ニ多大ニシテ前記諸神ノ神恩ニ浴
 スルノ程度亦一居深シト謂ハサルヘカラス
 然ルニ由來我京都ニハ四季ヲ通シ各神社ノ盛儀ナル祭事行ハレツ、アリト雖モ
 未ク府民ニ最モ關係深キ梁織祖神ニ感謝ノ意ヲ捧クヘキ祭祀ニ乏シカリシハ誠
 ニ識者ノ深ク遺憾トセシ所ナリ依ツテ茲ニ有志相諮リ左記規約ニ依リ梁織講社
 ノ設立ヲ發起シ毎年陽春ノ季ヲトシ梁織祭ヲ行ヒ以テ我國梁織諸祖神ノ御神德
 ヲ宣揚シ其ノ洪恩ノ萬分ノ一二報ユル所アラムトス
 冀クハ大方ノ諸賢奮ツテ本講社ノ趣意ニ翼賛加盟セラレ以テ其ノ所期ノ目的ヲ
 達成セシムル爲協賛アラシコトヲ

祭神

- 天棚機姫神 天羽槌雄神
- 天日鷲神 長白羽神
- 津昨見神 保食神
- 栲幡千千姬命 吳織女(合祭)
- 漢織女(合祭)

梁織講社規約

(昭和六年二月十六日設置)

- 第一條 本講社ハ梁織講社ト稱ス
- 第二條 本講社ハ梁織祖神ノ神德ヲ宣揚シ敬神尊祖ノ美風ヲ涵養スルヲ以テ目
 的トス
- 第三條 本講社ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ
 - 一、梁織祭ノ舉行
 - 二、前項ト關聯スル施設

- 第四條 本講社ハ本部ヲ平安神宮内ニ置ク
- 第五條 本講社ハ第二條ノ目的ヲ實現スル者ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第六條 本講社員ヲ左ノ三部ニ分ツ
 - 第一部 梁織業者ノ團體
 - 第二部 梁織ト關係アル團體
 - 第三部 特ニ本講社ノ事業ヲ翼賛スル者及其ノ團體

- 第七條 本講社ニ加盟セントスル者ハ其ノ氏名(團體ニ在リテハ代表者ノ氏名
 及團體員數)ヲ記載シタル書面ニ依リ其ノ旨本會ニ申込ムヘシ前項ノ申込ヲ
 受ケタルキハ會長ハ評議員會ヲ決議シ經テ其ノ諾否ヲ定ム
- 第八條 本講社ニ左ノ役員ヲ置ク
 - 會長 一名
 - 副會長 一名
 - 評議員 若干名
 - 理事長 一名
 - 常任理事 六名
 - 理事 若干名

- 第九條 會長ハ京都市長、副會長ハ京都商工會議所會頭トス
 評議員及理事ハ會長之ヲ委嘱ス
 理事長ハ京都市助役、常任理事ハ京都染物同業組合代表者、西陣織物同業組
 合代表者、日本染織物見本市協會代表者、京都府商工水産課長、京都市産業
 課長、京都商工會議所事業課長ヲ以テ之ニ充テ會長委嘱ス
- 第十條 本講社ニ名譽會長及顧問ヲ置クコトヲ得
 名譽會長ハ京都府知事ヲ推戴シ顧問ハ評議員會ノ承認ヲ得テ會長之ヲ囑託ス

- 第十一條 會長ハ本講社ヲ總理ス
 副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス
 評議員ハ講社ノ機務ニ參與ス
 理事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ機務ヲ處理ス
- 第十二條 役員ハ凡テ名譽職トス
- 第十三條 本講社ノ會議ハ評議員會及理事會ノ二種トス
 評議員會ハ毎年一月會長之ヲ召集ス、但シ臨時必要アルトキハ其ノ都度之ヲ
 召集ス
- 第十四條 評議員會及理事會ノ議決事項左ノ如シ
 評議員會
 - 一、規約ノ變更
 - 二、豫算ノ議決及決算ノ承認
 - 三、機務ニ關スル報告ノ承認

- 理事會
 - 一、事業ノ執行ニ關スル事項
 - 二、評議員會ニ附議スヘキ事項
- 第十五條 本講社ノ經費ハ各講社員ノ分擔離出シタルモノ及寄附金其ノ他ヲ收
 入ヲ以テ之ニ充ツ
- 第十六條 本講社ノ會計年度ハ曆年ニ依ル
- 第十七條 本規約ノ施行ニ必要ナル細則ハ評議員會ノ議決ヲ經テ會長之ヲ定ム

染織講社紋章緣起書

神代第四代の神天^{アマテラス}下照^{シメツル}姫命と五代の神木花^{キハナ}咲^{サキ}邪^ヤ姫命とお打連れ立つて山野を逍遙して居られた時何處とも知れず二神の前に一羽の白鳥が草の葉を銜^{クハ}えて飛び來り^{ツギキ}跪^{ツギキ}足を腹に示し苦痛の狀を訴へた二神は注視し多分腹痛もやと考へ白鳥の口なる草を親ら捻み絞つて鳥の口に含ませ給ふた而るに其の葉草の汁は白鳥の羽に滴り瑠璃色となつた、程なく白鳥の腹痛も鎮まり二神を禮拜して飛び去りぬ、其の後二神は彼の草の汁の瑠璃色になりし奇端を不思議に思召してその草を集め汁を絞つて白衣を染め給ふた所非常に美しい青色を得た彼の白鳥こそは天神の化身であつて此の法を授けん爲の奇端であつた事判明し二神天を仰いで拜し給ふ、此の傳説により鳥に葉を銜^{クハ}えさした物である

染織講社

外圓のは天照大神即ち太陽の象徴である、大神は日向の高千穂の宮に天降り給ふた時各種の神達を伴わせられた中で天^{アマ}日^ヒ鷲^{シウ}命、鵜^ウ岐^キ命、命の二神は穀^カを播種して木綿を作らせ^{ウツ}鳥^{トリ}命は麻布を織らせ^{ウツ}織^{オリ}の命は交^カ布^フを織らせる部曲の首長として降臨されたのであります即ち之等の大御實は天照大神に源を發し神々の力に依つて今日の織維工業の發達を招いたのである、故に大神は此業の父であり母であるとも言ひ得られるのである



昭和 年 月 日決裁
昭和 年 月 日發行
淨寫者
校合者

昭和十七年四月廿三日 起案者

會長

理事長

理事

庶務
會計

本講社役員旅費支給方法ノ件

本講社役員出張旅費支給ノ関ニテハ本市
旅費規定ニ準リ支給スルトシテ市層至知
今般本市旅費規定改訂ニ至リ至付自存丸
記内規ニテ支給致ス作裁至之

稟議用紙

染織講社

一 會長、副會長、理事、常任理事、市旅費規
定ニ準テ相當額ヲ支給ス

二 業ノ者中ニテハ、理事、市規定ニ準テ相當額
其他、理事、及主事、市規定ニ準テ相當額ヲ支
給ス

三 書記、事務員ハ市規定ニ準テ相當額ヲ
支給ス

四 前各項以外ノ旅費支給ノ関ニテハ市旅費規定
ニ準テ支給スルトス

以上

